

米子市長定例記者会見資料	
令和3年1月22日	
担当課 (担当者)	防災安全課 (田淵)
問合せ先	0859-23-5337

報道機関各位

防災ラジオ事業の開始について

米子市は、防災情報その他の緊急情報等を、防災行政無線のほか多様な手段で配信しているところですが、加えてラジオによる情報配信を開始しましたのでお知らせします。

1 防災行政無線放送とコミュニティFMとの連携開始

(1) 開始時期

令和3年1月12日(火)から連携開始

(2) 仕組み

防災行政無線の放送(公民館が行う地区放送は除く。)を株式会社DARAZコミュニティ放送が運営するコミュニティFM「DARAZ-FM」を通じて行うもので、市が防災行政無線で放送を行うと同時に「DARAZ-FM」の番組中に同じ内容の無線放送が割り込んで流れます。

(3) 放送の聴き方

手持ち又は市販のラジオ放送受信機を周波数79.8MHzに合わせると「DARAZ-FM」で無線放送を受信できます。

(4) 災害時の利用想定

災害発生時はもとより、台風、大雨など災害のおそれがある時に、あらかじめラジオ放送受信機の電源を入れ、屋内で防災情報を取得していただくことを想定しています。

2 自動起動機能付きラジオ放送受信機の貸与

米子市は、防災行政無線で放送を行う際に自動で電源が入る自動起動機能付きラジオ放送受信機を購入し、次のとおり貸与します。

(1) 自治会等への無償貸与

令和3年2月以後、順次、自治会又は自主防災組織の長、消防団に対し、防災ラジオ放送受信機を1台ずつ無償貸与(約450台)します。

(2) 一般への有償貸与

希望する世帯を対象に有償貸与(1台2,000円)します。当面、予算の範囲内(令和2年

度は3,500台)において、インターネット端末等を十分に活用できない、高齢者のみの世帯、重い障がいのある方や介護が必要な方がおられる世帯など(詳細は次のとおり)に優先的に有償貸与します。

ア 申込のできる方(優先貸与の対象)

インターネット端末等(例:パソコン、スマートフォン、従来型携帯電話)を所有していない、もしくは、インターネットを活用して十分に防災、その他の緊急情報を取得することができない世帯で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主を優先貸与の対象とします。

- ① 高齢者（75歳以上の者をいい、貸与に係る申込の日が属する年において75歳となる者も含む。）のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳（身体障がいの程度が1級又は2級（視覚障がいにあつては、1級から6級までのいずれか）であるものに限る。）の交付を受けている者を含む世帯
- ③ 身体障害者手帳の交付対象とならない視覚障がいのため、日常生活において何らかの支障がある者を含む世帯
- ④ 療育手帳（知的障がいの程度がA（重度）であるものに限る。）の交付を受けている者を含む世帯
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（精神障がいの程度が1級であるものに限る。）の交付を受けている者を含む世帯
- ⑥ 介護保険被保険者証（要介護の程度が要介護1以上であるものに限る。）の交付を受けている者を含む世帯
- ⑦ 避難行動要支援者名簿への登録がある者を含む世帯
- ⑧ 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている者を含む世帯
- ⑨ 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の交付を受けている者を含む世帯
- ⑩ その他上記に準ずる世帯であると市長が認める世帯

イ 貸与について

- 貸与する台数
希望する世帯につき1台を貸与します。
- 賃借料
1台につき2,000円
※引き渡し時に支払っていただき、その後の支払いはありません。

ウ 申込について

- 受付期間
令和3年2月1日（月）から令和3年2月19日（金）まで
- 申込書
令和3年2月1日から次の場所で入手できるよう、配架予定です。
米子市役所（総合案内、防災安全課、障がい者支援課、長寿社会課）、米子市公民館（29館）、DARAZ-FM、西部総合事務所福祉保健局（保健所）の窓口
※市ホームページからダウンロードできます。
- 申込の方法
申込書を作成の上、指定の宛先に郵送していただきます。なお、防災ラジオ放送受信機の受取場所を市が指定する取扱事業所の中から選び第3希望まで記入していただくことができます。

※ 取扱事業所

市内のホームセンター、家電小売店、社会福祉協議会等の17事業者・30事業所

エ 貸与者の決定と引渡し

- 引換券の送付
申込書の審査を行い、貸与を決定した方に対して引換券を送付しますが、3,500件を超える申込を受け付けた場合は、抽選で貸与者を決定します。
- 引渡し
引換券には、原則として希望された取扱事業所を記載しておりますので、この事業所に引換券を持参し、賃借料を支払って防災ラジオ放送受信機に引き換えていただきます。
- 引渡し期間
令和3年3月1日から同年3月31日までに受け取っていただく予定としております。

(3) 消防庁の事業を活用した無償貸与

米子市は、消防庁防災行政無線受信機無償貸付事業（国が令和2年度において実施する防災行政無線受信機の市区町村への無償貸付に係る事業をいう。）に応募し、防災ラジオ放送受信機250台の貸付けを受けることとなり、次のとおり当該事業を活用した防災ラジオ放送受信機の無償貸与等を行うこととしております。

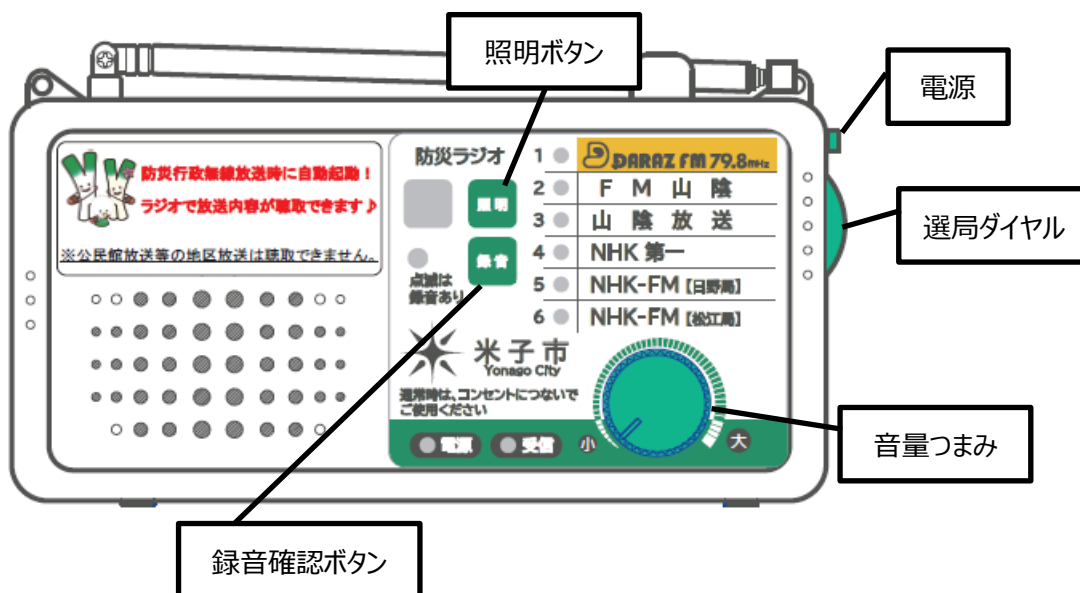
ア 避難所への配備・共助の担い手への無償貸与（約90台）

戸別受信機未設置の避難所等に配備するほか、地区社会福祉協議会会長、在宅福祉員などの共助の担い手に、関係者と協議した上で無償貸与を行います。

イ 経済的に困窮する視覚障がい者（1級・2級）への無償貸与（約160台）

生活保護世帯又は住民税非課税世帯であって、かつ、身体障害者手帳の視覚障がい1級・2級の交付を受けている者を含む世帯の世帯主に、福祉保健部（障がい者支援課）と連携し無償貸与を行います。なお、該当の方には、令和3年1月中に通知する予定です。

米子市自動起動機能付きラジオ放送受信機



1 防災行政無線放送の聴取

受信機本体が、**米子市の防災行政無線放送を受信すると、自動的に起動し無線放送が流れて自動的に放送を終える**ため、特別な操作は一切必要ありません。

※ラジオ放送を聴取していたときに、米子市の防災行政無線放送を受信したときは、自動的に無線放送が割り込んだ後、元々聴取していたラジオ放送に戻ります。

2 ラジオ放送の聴取

予め受信機本体に設定されている「DARAZ-FM」、「FM 山陰」、「山陰放送」、「NHK 第一」、「NHK-FM（日野局）」、「NHK-FM（松江局）」が聴取でき、選局ダイヤルで簡単にチャンネルを変えることができます。

3 録音機能

米子市が防災行政無線放送を行った場合、過去 3 件分まで自動的に受信機本体に録音されます。聞き逃したり、聞き直したりしたい場合に利用します。

※録音可能件数（3 件）を超えた場合、古い放送から更新されていきます。

4 発光機能

防災無線放送を受信した場合、発光して受信をお知らせします。

また、停電時には非常灯として使用することもできます。

5 緊急放送と通常放送

災害時における避難情報など市民の皆様の生命、身体の危険に関する防災行政無線放送は、通常の無線放送と区別し、緊急放送として市内全域に放送することとしておりますが、この緊急放送時、ラジオ放送受信機は機器が持つ最大の音量で放送されます。（ご自身が危険な地域にお住まいでない場合であっても最大音量で流れることに

なります。)